

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 青森国民年金 事案 696 (事案 89 及び 541 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 50 年 1 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。昭和 40 年 5 月か 6 月頃に A 市役所に出向き、窓口で国民年金に加入したい旨伝えたところ、そのまま加入してよいとのことだった。3 か月に一回くらい、主に同市役所の窓口で保険料を納付した。

今回の申立てに当たり、国民年金の加入手続をした際に対応してくれた A 市職員の顔を思い出したこと、また、間違いなく国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。納付記録では申立期間の前後は全て納付済みであり、内職の収入もあったことから、申立期間の全てが国民年金に加入していない上、保険料が未納であることには納得できないので、改めて調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持している国民年金手帳の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されておらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) も無いこと、ii) 申立期間のうち 40 年 5 月から 50 年 1 月までの期間について、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、制度上、申立人は、国民年金に任意で加入する期間となるが、社会保険庁 (当時) 及び市町村の記録において未加入とされていることから、保険料は納付できなかったものと推認されるほか、申立期間と同様に申立人の夫が厚生年金保険に加入していた 38 年 1 月から 39 年 10 月までの期間も、申立人は国民年

金に任意加入しておらず、未加入となっていること、iii) 申立期間は9年以上と長期間である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は再申立てを行い、申立期間当時内職の収入が相応にあったことから、申立期間の全てが未納であることは納得できないとしているが、i) 申立人は昭和38年1月26日(平成8年4月に昭和38年1月10日に記録訂正)に国民年金被保険者資格を喪失し、39年11月1日に国民年金被保険者資格を再取得し、40年5月1日に国民年金被保険者資格を喪失している。その後、49年12月18日以降新たに申立人に払い出された国民年金手帳記号番号により(後日、国民年金手帳記号番号の重複払出しが判明し、当該記号番号は取消し。)50年2月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないこと、ii) 申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな関連資料の提出も無いことから、当委員会の決定に基づく平成22年7月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「国民年金の加入手続をした際に対応してくれたA市職員の顔を思い出したこと、また、間違いなく国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。納付記録では申立期間の前後は全て納付済みであり、内職の収入もあったことから、申立期間の全てが国民年金に加入していない上、保険料が未納であることには納得できない。」として、3回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人が市職員の顔を思い出したとする主張からは、当該職員を特定することは困難である上、新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人が国民年金保険料を納付したとする新たな事情とは見られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月頃から 54 年 9 月頃まで  
私は、昭和 53 年 4 月頃から 54 年 9 月頃まで、A市にあったB社に勤務した記憶があるのに厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は平成15年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年11月に既に解散している上、元事業主は病气療養中のため対応することができないことから、申立期間当時、事務を担当していた元事業主の妻に照会したところ、「その頃の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の事務的なことは夫が全て行っていたが、当時の関係書類は全て処分しており、不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が元同僚として5人の姓のみを挙げているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、5人の姓のうち一人の同姓の者は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない上、同被保険者名簿において、申立期間に勤務していた12人のうち、所在が確認できた6人（上記元同僚4人を含む。）に照会したところ、回答のあった3人は、「申立人は知らない。試用期間の有無や厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」と供述しているほか、前記の元事業主の妻は、「関係書類は無いが、厚生年金保険の加入については数か月勤務後に加入させていたと思う。また、採用時に厚生年金保険への加入を拒む者もいた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがう

かがわれる。

さらに、当該事業所が加入しているC厚生年金基金では、「申立人に係る加入記録は無い。」と回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いほか、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。